

鳥取県告示第 379 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

監 事	米 田 勲	倉吉市鴨河内1001
監 事	上 田 新 一	倉吉市福守町189-16
監 事	入 澤 須賀雄	倉吉市耳616
監 事	畑 中 保 近	倉吉市不入岡266

平成19年 4 月 4 日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事	上 田 新 一	倉吉市福守町189-16
監 事	入 澤 須賀雄	倉吉市耳616
監 事	畑 中 保 近	倉吉市不入岡266
監 事	米 田 健 二	倉吉市鴨河内1008

平成19年 4 月 5 日就任 任期 3 年